

部活動に係る活動方針

1 活動方針設定の趣旨

本方針は、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営および効率的・効果的な活動の在り方を示すものである。

2 適正な運営のための体制整備

- ☐ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日・参加予定大会等）及び毎月の活動計画と実績を作成し、校長に提出する。
- ☐ 部活動顧問及び外部指導者は、指導に当たって、生徒の発達段階を踏まえ、安全確保や事故防止に努め、体罰やハラスメントの根絶を図ること。

3 天候及び環境等に応じた安全確保

- ☐ 熱中症予防のため、環境省が示すWBGT（暑さ指数）等に基づき、気温・湿度に応じた適切な休憩・水分補給を行うとともに、原則中止基準（WBGT31℃以上等）を遵守すること。
- ☐ 悪天候（雷、豪雨、暴風、暴風雪等）や気象警報の発令時には、速やかに活動を中止し、生徒の安全確保（屋内避難や安全な下校）を優先すること。
- ☐ 雷鳴が聞こえたら野外活動を中止し即避難し、最後の雷鳴から30分は再開しないこと。（稲妻から雷鳴まで30秒以内の場合、10km以内で落雷が発生している危険な状況であることを認識すること。）
- ☐ 冬季における遠征等の移動においては、積雪・路面凍結等の気象情報を事前に確認し、無理な運行を避けること。

4 適切な休養日等の設定

- ☐ 休養日及び活動時間の設定は、本校の実情、競技種目の特性及びオン・オフシーズン等を踏まえ、活動頻度・時間の目安を週・月・年単位で見通しをもって定めることや、定期考査前の休養期間の設定等について考慮すること。
- ☐ 1日当たりの活動は、できるだけ短時間で、合理的・効率的・効果的に行うこと。活動時間の目安は、2時間30分程度、学校休業日は3時間30分程度とする。
- ☐ 学期中は、詳細は週1日以上、週末は月2日以上の休養日を設けることを原則とする。
- ☐ 長期休業中の休養日は、学期中に準じて設定し、生徒が十分な休養を確保するとともに、部活動以外の多様な活動に取り組めるよう、一定期間の長期休養を設けること。
- ☐ 学校閉庁日は部活動を実施しない。ただし、大会等により活動が必要な場合は、校長の許可を得ること。

5 移動手段について

生徒の移動は公共交通機関を基本とし、やむを得ず自家用車や大型バス等を使用する場合は、以下のことに留意し、事故防止に万全を期すこと。

- ・ 事前に運行計画を作成し、保護者の同意を得た上で校長の承認を受けること。
- ・ 運転者の健康に配慮し無理な日程や長距離運転を避け、安全運転を徹底する。
- ・ 使用車両は法定検査・点検を実施し、任意の自動車保険および生徒の旅行保険に加入する。
- ・ 乗車時はシートベルトを着用するなど、安全に十分配慮する。
- ・ 一日の移動距離は概ね300kmまで、運転時間は合計5時間以内とする。
- ・ バス事業者に委託する場合は、一般貸切旅客自動車運送事業者であることを確認するとともに、必ず教員が同乗すること。
- ・ 保護者・教職員がレンタカーなどを運転する場合、該当車両の運転資格（免許の種類・運転経験）を満たしているか確認し、過労運転を防止すること。

6 部費徴収について

- ・ 部費を徴収する場合は、必ず部活動名義の通帳により収支を管理し、月1回、通帳及び帳簿の事務長検査を受けなければならない。
- ・ 保護者会等は学校とは独立した任意団体であることを前提とし、教職員は当該団体の会計事務に直接関与してはならない。なお、活動支援金を受ける場合は、同団体において年1回の会計監査や総会承認が適正に行われていることを確認し、適切な連携を図ること。